

【 検 査 】

288 A群β溶連菌迅速試験定性の算定について

《令和6年9月30日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

溶連菌感染症に対するD012「18」A群β溶連菌迅速試験定性の算定は、原則として、1エピソード（1発症）につき1回まで認められる。

なお、溶連菌感染症の治癒判定目的での当該検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

A群β溶連菌迅速試験定性は、上気道炎（扁桃炎、咽頭炎）や皮膚疾患（伝染性膿痂疹、丹毒等）の原因菌となるA群連鎖球菌を迅速に診断するための検査である。

本傷病名における本検査の感度は高く、繰り返し実施する意義は低いと考えられる。

また、本検査は、溶連菌感染症の診断を目的とする検査であり、保険診療上、治癒判定目的での算定は適切ではない。

以上のことから、溶連菌感染症に対するD012「18」A群β溶連菌迅速試験定性の算定は、原則として、1エピソード（1発症）につき1回まで認められると判断した。また、治癒判定目的での算定は、原則として認められないと判断した。